

SYSKENグループコンプライアンス方針

はじめに

SYSKENグループ（以下、私たち）は、法令の遵守をはじめ、企業倫理の確立を経営の重要課題と位置付けており、社会からの信頼を得て、企業の健全な経営を維持するため、コムシスグループの一員として、これまでも「コムシスグループ行動規範」に基づき、透明・公正な取引を推進してまいりました。なかでも贈収賄・腐敗行為等の不正行為は、公正な競争を阻害し、持続可能な社会の発展の妨げになると考えています。この度、私たちは、その立場を明確にして腐敗行為を排除するために「SYSKENグループコンプライアンス方針」（以下、本方針）を策定しました。

私たちは、コムシスグループ経営理念に基づき、「お客様」「社会」「株主」「グループ従業員」をはじめとするあらゆるステークホルダーに対して一層の貢献するために、本方針に従って腐敗行為の抑止を徹底してまいります。

1. コンプライアンス方針の適用範囲

本方針は、SYSKENグループ全ての役員及び従業員に適用します。

2. 贈賄行為の禁止

私たちは、不当な便益や優遇措置の取得または維持を目的とした、いかなる形態の贈賄行為を行いません。また、適用法令及び社会的常識の範囲を超えた贈答接待の提供及び要求を行わず、健全な取引を構築します。

3. 公務員等に対する贈答行為の禁止

私たちは、関係法令に従い、公務員やそれに準ずる立場の者に対して金銭や利益の供与を行いません。これには、ファシリテーション・ペイメント（行政サービスに係る手続きの円滑化等を目的とした少額支払い）も含まれます。

4. 公正な競争

私たちは、独占禁止法の趣旨に則り、主要な操業地域である日本国内において談合やカルテル等の公正な競争を阻害する腐敗行為に一切応じません。

5. 反社会的勢力との関係遮断

私たちは、反社会的勢力に毅然たる態度で臨み、いかなる名目の利益供与も行いません。また、マネーロンダリング（資金洗浄）等に関与せず関係を遮断します。

6. インサイダー取引の禁止

私たちは、上場企業として、金融商品取引法に則り不正行為の撲滅に努めます。業務遂行上知り得たコムシスグループおよび取引先の未公表の内部情報に基づくコムシスホールディングス及び当該他者の株式などの売買や、未公表の内部情報の他者への伝達を行いません。

7. 内部通報制度の適切な運営

私たちは、改正公益通報者保護法に準拠した公益通報者保護規程に則り、内部統制システムの一環として内部通報制度を適切に運営します。

(内部通報制度について)

SYSKENグループでは、公益通報者保護法への取り組みを「内部統制システム」構築の一環（自浄作用における問題解決）として位置付け、公益通報者保護規程を制定し、法の趣旨の徹底とグループの通報・受付ルールを定めています。

SYSKENグループの役員及び従業員による不法行為や本方針に反する行為を含むコンプライアンス違反を対象として、グループの役員及び従業員並びに退職後1年以内の者はグループ社内窓口より匿名で通報できる体制を整えています。また、通報者に対し人事上の処遇等において不利な取扱いを行いません。

8. 監督

SYSKENグループでは、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」のもとでSYSKENグループ各社において発生した事案や相談窓口に通報された案件、再発防止策を審議するとともに、定期的に取り締役に報告を行います。

9. 教育と研修

私たちは、本方針が全ての事業活動において効果的に実施されるように、本方針を社内コミュニケーションツールで常に役員及び従業員で共有するとともに、コンプライアンスに関する研修に取り組みます。

2025年2月1日

株式会社SYSKEN

代表取締役社長 上村 幸太郎